

第4編 財政健全化の方策

景気低迷による県税の減収や、公債費、福祉医療関係費の大幅な増加などにより、財源不足額が拡大している中で、平成16年度の地方交付税等の大幅な削減など三位一体改革の影響により、本県財政はかつてない危機的な状況に直面している。

三位一体改革の動向、経済情勢の変化など先行き不透明な面も多いが、財政危機を乗り越え、健全な財政基盤の確立への道筋をつけるため、財政改革の基本的な方向性を明らかにして、抜本的な財政改革に取り組むべきである。

1 財政健全化に向けての取組方向

(1) 財政改革の基本的な方向性

今後の行財政運営については、「分権型行政システムの構築」、「より効率的でスリムな県庁の構築」、「県民起点と成果重視の組織づくり」の3つの基本方針に基づき、行財政運営の全般にわたる抜本的な改革を推進すべきである。

財政改革については、平成15年12月に財政健全化に向けた「具体化方策」を策定し、平成16年度から平成18年度までの3年間を集中対策期間として、人件費、内部管理経費の縮減など内部努力はもとより、すべての分野における抜本的な歳出削減を計画的かつ着実に実施することとした。

しかし、平成16年度の地方財政計画において、三位一体改革の名の下に、地方交付税等が大幅に削減されたため、財政健全化の取組みに重大な影響を受けることとなった。

このような財政危機を乗り越え、健全な財政基盤の確立に道筋をつけるため、昨年12月に策定した「具体化方策」の見直しを行い、早急に財政健全化に取り組むべきである。

こうした財政健全化への取組みの中でも、一層の施策の選択と集中を徹底し、「元気な広島県」の実現につながる施策、プロジェクト等に重点的に取り組むべきである。

なお、平成19年度以降の取組みについては、経済情勢、三位一体改革の動向等を踏まえて対応する必要があることから、平成18年度に改めて、平成21年度までの対策を検討すべきである。

(2) 設定すべき方針の概要

目的

- ・ 短期的には、予算編成を可能とし、財政再建準用団体となるおそれを回避すべきである。
- ・ 中期的には、持続可能な財政構造の確立を目指すべきである。
- ・ 長期的には、財政の弾力性の回復を実現すべきである。

目標設定

- ・ 次の2点を財政健全化の基本目標とするが、三位一体改革や今後の経済情勢等の動向を踏まえ、的確に対応する必要があることから、具体的な数値目標は別途設定すべきである。

財源不足の早期解消

プライマリーバランスの早期黒字化

財政健全化方策

- ・ 歳出では、人件費の抑制、内部管理経費の削減など内部努力の徹底から、普通建設事業、事務事業などの施策の見直しまで、すべての分野における抜本的な歳出削減を計画的かつ着実に実施すべきである。

内部努力の徹底

人件費の抑制（職員総定数の削減、給与の見直し）

内部管理経費の削減（施設管理経費、事務経費の削減）

施策の見直し

普通建設事業等の削減（公共事業、公共事業以外の投資的経費の計画的削減）

事務事業の見直し（補助金の抑制・削減、その他一般事業の削減）

- ・ 歳入では、県税収入、財産収入など、徹底した歳入確保に努めるとともに、適正な資金確保対策を講じるべきである。

歳入の確保（県税収入の確保、受益者負担の適正化、財産収入の確保等）

資金確保対策等（基金の活用、県債の活用、公債費の平準化等）

- ・ これらの取組みと並行して、施策の選択と集中のさらなる徹底により、活力ある「元気な広島県」の実現につながる施策・事業に必要な財源の確保に努めるべきである。

2 財政健全化のための方策

(1) 内部努力の徹底

徹底した人件費の抑制，内部管理経費の節減に努め，最少の経費で最大の効果が発揮できるよう，一層の効率化・合理化を進めるべきである。

人件費の抑制

〔職員総定数の削減〕

- ・ 事務事業や組織機構の徹底した減量，効率化や基礎自治体への事務・権限移譲を考慮しながら，職員数の見直しを行う必要がある。
- ・ 平成16年度から平成18年度までの3年間の削減計画を着実に実施するとともに，平成19年度以降についても，さらなる職員数の見直しに取り組むべきである。

〔給与の見直し〕

- ・ 職員の能力を最大限活用し，組織としての総合力を高めるため，人事委員会の勧告制度を尊重しつつ，給与制度の見直しを進めるべきである。

また，現在，国が進めている公務員制度改革の動向も踏まえながら，職員の能力・実績を適切に反映した給与制度の導入を検討すべきである。

内部管理経費の削減

〔施設管理経費の削減〕

- ・ 施設の管理運営については，光熱水費や通信費等の節減とともに，清掃，警備，電気・機械施設保守業務など委託方法・内容の見直しを行い，効率的な運営，工夫改善による施設の利用率の向上などに努めるべきである。

〔事務経費の削減〕

- ・ 最少のコストで行政サービスを提供するために，事務経費の一層の節減，事務手続きの簡素・効率化，業務執行方法の改善などに努め，全庁を挙げて財政健全化に取り組むべきである。

(2) 施策の見直し

普通建設事業，補助金，その他一般事業など，すべての分野の事務事業については，民間，基礎自治体，国等との役割分担など「分権型行政システム」づくりの基本的な考え方を踏まえ，さらに踏み込んだ歳出削減に取り組むべきである。

普通建設事業費等の削減

- ・ 補助公共事業，単独公共事業等については，将来の負担となる公債費や維持管理コストなどを見据えながら，計画的な削減に取り組むとともに，さらなる選択と集中を図り，「元気な広島県づくり」の推進，県民生活の安全・安心の確保，市町村合併の支援などに資する基盤整備事業などに重点的な投資を行うべきである。
- ・ 公共事業以外の投資的経費についても，公共事業と同じように，投資の重点化，県債発行抑制などに取り組むとともに，事業の平準化などにより，計画的かつ効率的な事業の執行に努めるべきである。
- ・ コスト縮減を図るため，効率的な事業の実施に取り組み，建設・維持管理コストの大幅な削減に努めるべきである。

また，公共工事の執行に当たっては，競争性，透明性を確保するため，引き続き，入札契約制度の見直しを行うべきである。

事務事業の見直し

〔補助金の抑制・削減〕

- ・ 補助金については，義務的補助金，それに準ずる補助金，その他の補助金のすべての補助金を対象として抜本的な見直しを行うべきである。

〔その他一般事業の削減〕

- ・ 費用対効果，必要性，緊急性等を十分勘案し，すべての事務事業について，廃止，休止を含め，ゼロベースからの抜本的な見直しを行うべきである。

(3) 歳入の確保

県税収入の確保，使用料・手数料に係る受益と負担の適正化，財産収入の確保など，自主財源の確保に最大限努めるべきである。

県税収入の確保

- ・ 社会福祉施設等整備の財源として活用している法人県民税の超過課税の適用期間が平成17年3月末で満了するが、法人県民税の超過課税は、引き続き、社会福祉施設等整備の財源として必要不可欠であることから、平成17年4月から5年間延長する方向で検討すべきである。
- ・ 収入未済額のうち約4割は、市町村が賦課徴収を行う個人県民税であり、市町村との共同徴収や合同公売などを実施し、縮減に努めるべきである。
県徴収分についても、引き続き、差押、不動産公売などの滞納処分を積極的に実施するとともに、悪質な滞納者に対しては、強制調査などを実施し、徴収強化に努めるべきである。
- ・ 新たな法定外課税については、負担増に対する県民の理解や増加収入額と徴税コスト等との比較などの視点を踏まえながら検討を進めるべきである。

受益者負担の適正化

- ・ 使用料・手数料については、負担の公平性を確保する観点や受益者負担の原則に立ち、必要に応じて適宜見直しを実施すべきである。
- ・ 施設使用料については、徹底した経営努力による原価の低減、利用者である県民サービス向上を前提として、利用者負担とすべき経費を反映した適正な使用料を設定すべきである。
- ・ 県税収入の収入未済額の縮減と同様に、引き続き、住宅使用料、高等学校授業料等の税外収入の滞納整理に取り組むべきである。

財産収入等の歳入の確保

- ・ 利用計画がない土地等の県有財産については、処分方法、売却条件の整備を行うとともに、これまで蓄積したノウハウを基本に、社会経済環境の変化に即応しながら、積極的に売却処分を進め、財産収入の確保に努めるべきである。

貸付金の回収

- ・ 貸付金償還金については、債権管理マニュアルに基づくきめ細かい対応により、引き続き、未収額の縮減に努めるべきである。

歳入の確保に向けての執行体制の整備

- ・ 県税収入の収入未済額の縮減などさらなる歳入の確保を図るため、執行体制等の整備について検討を進めるべきである。

(4) 資金確保対策等

- ・ 財政健全化に向けて着実な取組みを行うとともに、財政運営のため必要な資金について、将来の負担を考慮しつつ、財源調整的基金等の活用、財政健全化債等の県債の活用、公債費の平準化などの財源対策を適正に講じるべきである。
- ・ また、ペイオフ解禁、財政投融资制度見直し、地方債協議制移行など、急速に進む金融改革、地方債制度改革に適切に対応するため、資金管理の徹底、効率的な資金運用・安定的で有利な調達などに努めるべきである。

3 今後の財政運営

本県財政は、拡大する財源不足に加え、今後決定される三位一体改革や地方財政計画などによりさらなる悪化も懸念され、予断を許さない極めて厳しい状況にある。

今後の財政運営に当たっては、財政改革へ積極的に取り組むとともに、三位一体改革、経済情勢などの動向に常に注視しながら、予想を超える状況の変化が生じた場合には、迅速かつ適切な対応を行っていく必要がある。

併せて、真に県民の期待に応えるため、県民起点による成果重視の施策が展開できる行財政運営の確立、さらには透明性が高い県政の実現が求められている。

このため、予算編成・執行を通じた財政改革の断行、財務情報の公開などに積極的に取り組むべきである。

(1) 予算編成・執行を通じた財政改革の断行

- ・ 健全な財政基盤の確立への道筋をつけるため、抜本的な財政改革に積極的に取り組むべきである。

具体的な取組みについては、平成15年12月に策定した「具体化方策」を見直し、これに基づき、計画的かつ着実な取組みを行うべきである。

- ・ 予算編成において、財政改革への全庁を挙げた効果的な取組み、元気な広島県づくりに向けた施策の重点化とメリハリの効いた予算配分など、改革の実効性を高めるような仕組みづくりに取り組むべきである。

予算執行においては、職員一人ひとりが厳しい財政環境下にあることを十分認識し、最少の経費で最大の効果を挙げることを基本に、さらなる努力と創意工夫により、経費の徹底的な節減、適切で計画的な事業の執行管理に努めるべきである。

- ・ 財政改革の実施に当たっては、県民生活や経済活動などに影響を及ぼさざるを得ない状況にあり、県民、市町村、関係団体などの十分な理解と協力を得ながら、健全な財政基盤の確立に向けて着実に改革を進めるべきである。

(2) 財務情報の積極的な公開

- ・ 予算編成過程の公開については、開かれた県政の構築を図るため、平成15年9月の補正予算から実施している。今後、より県民に分かりやすくするため、公開方法、公開内容の充実・改善に取り組むべきである。
- ・ 財政運営の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たす観点から、財政状況、財政収支見通しなどの財務情報を積極的に公開すべきである。

併せて、公営企業会計等の財務情報の公開についても積極的に行うべきである。

(3) 公営企業会計等の経営健全化

- ・ 普通会計の財政健全化と並行して、公営企業会計、県出資法人等についても、経営健全化、事務事業の見直しに積極的に取り組み、経営体制・基盤を強化していく必要がある。
- ・ 土地造成事業会計、港湾特別整備事業費特別会計については、地価の長期低落や土地に対する企業ニーズの変化など厳しい経営環境に直面している。

このため、それぞれの会計において経営健全化に向けた取組みを着実に進

めるとともに、県全体での財政運営上の課題として捉え、長期的な展望のもと、具体的な健全化方策を検討していく必要がある。

- ・ 県出資法人については、その役割や事務事業の見直しを進め、今後の必要性に照らして存在意義が低下した法人について統廃合を促進すべきである。

また、県からの職員派遣による人的支援や補助金の支出などの財政的支援の内容を見直し、独立した法人として経営責任の明確化を図るとともに、県の財政健全化も踏まえ、より効率的で健全な経営体制の確立を進める必要がある。

(4) 税財源の確保・充実に向けた取組み

- ・ 三位一体改革は、地方分権時代に相応しい地方税財政基盤の確立という目的を基本に、歳入・歳出両面において、真に地方の自由度の拡大を図る改革として推進される必要がある。

今後の三位一体改革が地方の意見を十分に反映し、地方分権改革の本旨にかなった改革として着実に推進されるよう、引き続き、全国知事会等と連携し、国に対して、強く要望していくべきである。